

経営資源集約化税制が制度化へ

◆ 2021年度税制改正で注目される制度

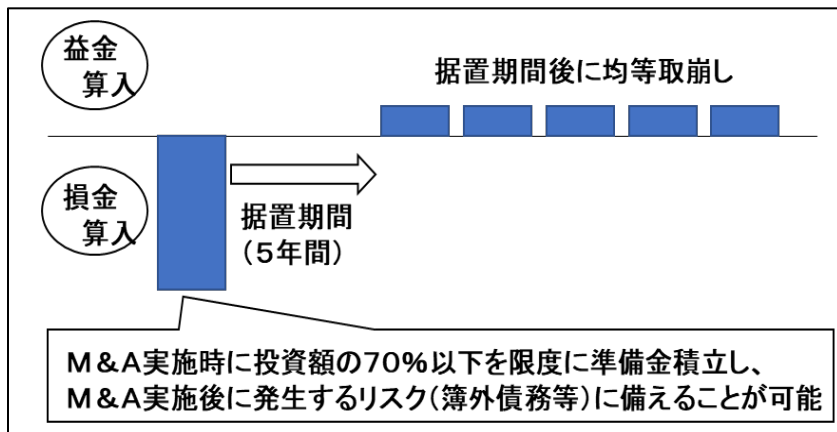
中小企業向けの2021年度改正で注目されているのが、経営資源集約化税制です。その目玉は、M&A実施後のリスクに備えた準備金制度です。

また、これまで制度毎に認定が必要だった経営力向上計画についても、1度の計画認定によって、中小企業経営強化税制と所得拡大促進税制の上乗せ措置の適用が可能となります。

◆ 中小企業経営強化税制にD類型を新設

中小企業経営資源集約化税制は、認定を受けた経営力向上計画に基づくM&Aを行った場合に、下記(1)から(3)の税制措置が適用可能になります。

(1) M&A実施後の積極投資や雇用確保を促す観点から、準備金制度の適用が認められること



(2) 中小企業経営強化税制(即時償却等)の適用

(3) 所得拡大促進税制の“上乗せ措置”の適用を容易化

また、この制度により、①中小企業経営強化税制の新たな類型(D類型)の適用が可能となること、②計画認定は1度で完了することが、大きなポイントでもあります。

①は、M&Aの効果を高める設備として、新たに追加される「経営資源集約化設備(D類型)」の適用を可能とするものです。修正ROA又は、有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画を実施するために必要不可欠な設備とされており、「自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資」や「原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入」等の例が想定されています。

②は、中小企業経営資源集約化税制における上記(1)～(3)の3つの税制措置が、いずれも経営力向上計画の認定が前提となっていることを踏まえたもので、それぞれ個別に計画認定を受ける必要がなくなり、1度の認定で全ての税制措置の適用が可能になるということです。

一方で、各税制措置の他の適用要件は、通常通り満たすことが必要となるので注意が必要です。例えば、所得拡大促進税制については、「経営力向上要件」により“上乗せ措置”を適用するケースが対象となり、「雇用者給与等支給額の対前年比の増加割合が2.5%以上」という要件だけは満たすことが必要となります。ただし、今回の措置により改めて計画認定を受ける必要はなくなりました。

CONTENTS

経営資源集約化税制が
制度化へ…………… P.1

所得・消費・贈与税
確定申告はお早目に！…………… P.2

令和2年分の
所得税 確定申告のポイント… P.2

円滑な事業承継のため、
株主不明時の株買い取りが、
1年で可能に！…………… P.3

消費税の総額表示
4月1日から完全義務化…………… P.4

国税庁が路線価を
減額補正へ…………… P.4

2・3月度の税務スケジュール… P.5

今月の名言録…………… P.6

ASAKからのお知らせ…………… P.6

無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！



所得・消費・贈与税 確定申告はお早目に！

2020年度の個人所得税・消費税・贈与税の確定申告がはじまります。確定申告をされる方は、お早めに資料のご準備が必要です。

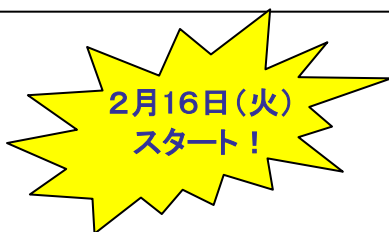
昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方がおみえになりましたら、お早めにお知らせください。

なお、住宅ローン控除や医療費控除など税額還付が可能な申告について、過年度についても5年分は手続き可能なので、あきらめずにご確認ください。



確定申告が必要な方

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与所得者で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



令和2年分の所得税 確定申告のポイント

◆ 青色申告特別控除の改正

今回から、青色申告特別控除額が改正され、65万円の控除額が、55万円へ引き下げられました。ただし、次のいずれかの要件を満たす場合には、65万円が適用できます。

- ・ 仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録の備付け及び保存
- ・ 確定申告書等を提出期限までにe-Taxを使用して提出(電子申告)

◆ 給与所得控除の改正

一律に10万円引き下げた上で、上限が195万円に下がりました。

また、給与所得から控除できる特定支出控除に係る“特定支出”の範囲について、以下のとおり見直されています。

給与等の収入額	給与所得控除額
～162.5万円以下	55万円
162.5万円超～180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超～360万円以下	収入金額×30%－8万円
360万円超～660万円以下	収入金額×20%－44万円
660万円超～850万円以下	収入金額×10%－110万円
850万円超～	195万円

- ・ 職務の遂行に直接必要な旅費等で通常必要と認められるもの
 - ・ 単身赴任者の帰宅のために通常要する自動車の燃料費及び有料道路料金
 - ・ 単身赴任者の帰宅旅費についての回数制限(1ヶ月に4往復超は対象外)
- ⇒ 追加
⇒ 撤廃

◆ 公的年金等控除の改正

公的年金等以外の合計所得金額に応じて、一律の引き下げと上限額が設けられました。

公的年金等以外の合計所得金額	引き下げ額(上限額)
1,000万円以下	10万円(195.5万円)
1,000万円超 2,000万円以下	20万円(185.5万円)
1,000万円超 2,000万円以下	30万円(175.5万円)

◆ 所得金額調整控除の新設

次のいずれかに該当する場合は、各々計算した所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

①②両方該当するときは、①→②の順で適用することになります。

- ① 23歳未満の扶養親族がいる等の要件に該当する年収850万円超のサラリーマン(上限15万円)
- ② 給与と公的年金等の双方を受給し、かつ、各々の所得金額合計が10万円を超える場合(上限10万円)

◆ 基礎控除額の改正

一律10万円を引き上げた上で、合計所得金額に応じた控除額の制限が設けられることになりました。

合計所得金額	基礎控除
～2,400万円以下	48万円
2,400万円超～2,450万円以下	32万円
2,450万円超～2,500万円以下	16万円
2,500万円超～	0円

◆ 扶養親族等の合計所得金額要件の改正

上記の基礎控除の改正に伴って、扶養親族等の合計所得金額等の要件が、一律10万円引き上げられることになりました。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	96万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

◆ ひとり親控除・寡婦(寡夫)控除の改正

以下の要件に該当する人は、“ひとり親”として、35万円の所得控除が適用できることになりました。また、これに伴い寡婦(寡夫)控除は、ひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除として一部要件が見直された上で改組され、「特別の寡婦」は廃止されました。

現に未婚又は配偶者が生死不明など一定の人のうち、次の要件すべてを満たしている人

- ① 生計を一にする子を有する
- ② 本人の合計所得金額500万円以下
- ③ 事実婚と認められる相手がいない



◆ 「雑所得」における申告書への記載内容変更

申告書の記載内容が一部変更されていますが、昨今の副業ブームを反映し、雑所得の記載内容が変更されています。

具体的には、雑所得の記載欄の中において、“業務”の記載欄が追加されています。

ここでの“業務”とは、事業所得に該当しない、原稿料・講演料・ネットオークションなどを利用した個人取引・食料品の配達などの副収入による所得を指します。

雑所得については、これまでは公的年金等とそれ以外の2区分でしたが、3区分に分けて計算することになります。

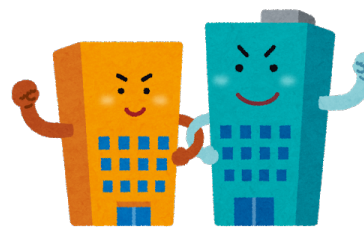
金額等	給与区分	①	
		公的年金等	②
		業務	③
		その他	④
総合	短期	⑤	

金額等	給与区分	⑥	
		公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		⑦から⑨までの計	⑩
総合課税一時	⑪		

円滑な事業承継のため、株主不明時の株買い取りが、1年で可能に！

経営承継円滑化法の改正案により、中小企業が事業の承継や売却をする際における法的な支援措置が強化されます。連絡がとれないなど株主の所在が不明の場合に、企業側が強制的に株式を買い取れるまでの期間が、現行の5年から、1年に大幅に短縮されます。経営者の高齢化が進む中で、技術などが途絶えないようにする狙いがあります。

民間調査会社が企業の合併・買収(M&A)仲介業者や金融機関約240社を対象に調べたところでは、中小企業の約3割で、株主の所在不明によってM&Aの交渉に「苦労した」と回答されたそうです。また、交渉そのものを断念したケースも1割弱あったといいます。



非上場の中小企業では、相続などを通じて株式がさまざまな関係者に散逸しているケースがあります。現行制度では、5年以上にわたって株主総会の招集通知など会社からの書面を受け取らず、株式配当も受けない株主がいる場合、会社側がこの株主が持つ株を強制的に買い取ることを認めています。今回の法改正では、資本金などで要件を定めた中小企業を対象に、買い取れるまでの期間を1年に短縮します。

高齢の経営者が事業の承継や売却を検討してから、株主の返答を5年も待たねばならないとすると、培ってきた精密な生産技術やノウハウの価値が低下するおそれがあるためです。強制措置のため、買い取る際には会社側に公告で幅広く周知させることが義務付けられています。

政府の推計では、2025年までに経営者が70歳を超え、後継者が未定の中小企業は127万社あり、このうち半数近い約60万社が、黒字でも後継者がいないために、廃業すると見込まれています。

消費税の総額表示 4月1日から完全義務化

消費者に対する価格表示に関して、消費者が分かりやすいよう、消費税(地方消費税も含む。以下同じ)を含めた価格での表示(以下、総額表示)が法律上義務付けられています。ただし、これまでは特例により、総額表示が猶予されていました。この特例が令和3年3月31日で失効し、翌日の4月1日から総額表示の完全義務化がスタートしますので注意が必要です。



◆ 総額表示しなければならない場合

総額表示は、すべての価格について義務化されているわけではありません。総額表示の対象となるものは、次のとおりです。

【総額表示の対象となるもの】

事業者が不特定かつ多数の者に対して、あらかじめ販売する商品等の価格を表示する場合

例えば、会員制のディスカウントストアやスポーツ施設など、会員のみを対象とした商品の販売やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対象に行われている場合には、総額表示が必要となります。また、総額表示場所(媒体)はすべてが対象になります。店頭であっても、インターネット上であっても、総額表示が必要であれば、必ず総額表示が求められますので気を付けてください。

◆ 総額表示が求められない場合

では、逆に総額表示が求められない場合とはどのような場合なのでしょうか。これについて主なものは、次のとおりです。

- ・取引に際して相手方に交付する請求書、領収書等
- ・専ら他の事業者に対する客観的に見て事業の用にしか供されないような商品の販売又はサービスの提供
- ・そもそも価格を表示していない場合
- ・希望小売価格
- ・値引き販売の際に行われる「〇割引き」「〇円引き」

◆ 価格表示の例

総額表示に該当する価格表示の例		税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能	該当しない価格表示の例	
11,000円	11,000円(税込)		10,000円(税抜)	
11,000円 (うち税1,000円)	11,000円 (税抜価格10,000円)	10,000円(本体価格)		
10,000円 (税込価格11,000円)	11,000円 (税抜価格10,000円 税1,000円)	10,000円+税		

国税庁が路線価を減額補正へ

◆ コロナ禍による景気変動による減額補正

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2020年1月時点の路線価について、大阪市内の3地点を▲4%減額補正することを発表しました。新型コロナウイルスの影響で、地価が路線価を下回り、修正が必要と判断したようです。

今後さらに下落が続けば、今春にも名古屋市の一部も対象となる可能性があります。

対象となる大阪市内の3地点は、大阪府中央区の繁華街・ミナミにある心斎橋筋2丁目、宗右衛門町、道頓堀1丁目

都道府県	市区町村名	町丁名	地価変動補正率
大阪府	大阪府中央区	心斎橋筋2丁目	0.96
		宗右衛門町	0.96
		道頓堀1丁目	0.96

です。国税庁は「インバウンド(訪日外国人)が多かった地域でコロナ禍による反動が大きく出た」と分析しています。

路線価は地価の80%程度に設定されていますが、国税庁の調査によると、この3地点は、2020年1～9月に地価が▲23%下落し、路線価を下回ったようです。また、同時期において、名古屋市中区錦3丁目や大阪市の複数地域で地価が、▲15%以上下落しており、今後、減額対象に追加される可能性もあります。なお、東京都や首都圏は、▲15%以上下落した地点はありませんでした。



◆ 豪雨による被災状況を反映した減額補正

国税庁は、九州を中心に大きな被害をもたらした2020年7月の豪雨を受けて、路線価に被災状況を反映させる「調整率」を公表しました。対象地域は、岐阜、島根、福岡、熊本、大分、鹿児島県の6県の計約1万1千平方キロで、地域ごとに設定されています。熊本県球磨村などが最も変動が大きくなっており、▲30%減となります。

調整率は、建物やインフラなどの被害を踏まえ、地価の下落分を考慮した割合となっています。こうした措置がされるのは、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨、2019年の台風19号に続き6例目となります。

具体的な計算は、昨年の路線価に調整率を掛けて計算します。主な被災地の宅地の調整率は、熊本県球磨村全域と同県人吉市の一部、大分県日田市の一部が「0.7」。岐阜県下呂市の一部と鹿児島県鹿屋市の一部が「0.75」となっています。

2月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月10日(水)
前年12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 3月1日(月)
3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)	
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の3・6・9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税等)	
消費税年税額が4,800万円超の11・12月決算法人除く法人の1月ごとの中間申告	
固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)	

3月度の税務スケジュール

内 容	期 限
2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 3月10日(水)
前年分所得税の確定申告、所得税確定損失申告書の提出、前年分贈与税の申告	申告期限 } 納 期 限 } 3月15日(月)
前年分所得税の総収入金額報告書の提出、確定申告税額の延納の届出書の提出	
国外財産調書の提出、個人都道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告	
1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 3月31日(水)
個人事業主の前年分の消費税・地方消費税の確定申告	
1・4・7・10月決算法人及び個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
7月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・法人事業税等・法人住民税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
消費税年税額が400万円超の4・7・10月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税年税額が4,800万円超の12・1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(11月決算法人は2ヶ月分)	

今月の名言録

一意専心の精神

日本の企業は、自社の得意分野を持ちながらも、それらと掛け離れた分野にまで手を広げて巨大化してきました。

しかし、日本電産はモータを中心とする「回るもの、動くもの」にこだわり、専門分野をさらに深く掘り進めることによって新たな鉱脈を探り出し、業容を拡大していきたいと考えています。

日本一から世界一を目指し、これをゆるぎないものにするためには、一意専心の精神が大切だと思っています。米国にはインテル社、マイクロソフト社など、一つの分野に特化して巨大企業に成長している例がありますが、わが社もこの方向を目指したいと思っています。 (「情熱・熱意・執念の経営」 永守重信著 PHP研究所)



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review(Vol. 175)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、2021年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

